

## 平成28年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (2月18日)	
議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議の宣告	7
諸般の報告	7
議事日程の報告	7
議席の指定	8
議員の自己紹介	8
会議録署名議員の指名	9
議会運営委員長の報告	9
会期の決定	10
議員提出議案の上程	10
議員提出議案の提案理由説明	10
発議第1号の質疑、討論、採決	11
議会運営委員会委員の選任	11
諸般の報告	12
管理者行政報告	12
管理者提出議案の上程	13
管理者提出議案の提案理由説明	13
議案第1号の質疑、討論、採決	20
議案第2号の質疑、討論、採決	21
議案第3号の質疑、討論、採決	21
議案第4号の質疑、討論、採決	22
議案第5号の質疑、討論、採決	22
議案第6号の質疑、討論、採決	22

議案第7号の質疑、討論、採決	23
議案第8号の質疑、討論、採決	23
議案第9号の質疑、討論、採決	24
議案第10号の質疑、討論、採決	24
一般質問	24
閉会中の継続審査の件	25
管理者挨拶	25
閉会の宣告	26

## 埼玉中部資源循環組合告示第1号

平成28年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月10日

埼玉中部資源循環組合  
管理者 新井保美

1 期 日 平成28年2月18日 午前10時

2 場 所 吉見町議会議場

### 3 付議事件

- 一 埼玉中部資源循環組合財政調整基金条例の制定
- 一 埼玉中部資源循環組合施設整備基金条例の制定
- 一 埼玉中部資源循環組合情報公開条例の一部を改正する条例制定
- 一 埼玉中部資源循環組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定
- 一 埼玉中部資源循環組合行政手続条例の一部を改正する条例制定
- 一 埼玉中部資源循環組合議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定
- 一 埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
- 一 埼玉中部資源循環組合一般職職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定
- 一 平成27年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算（第1号）
- 一 平成28年度埼玉中部資源循環組合一般会計予算

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 2 1 名 )

1 番	斎	藤	雅	男	議 員	2 番	堀	越	博	文	議 員	
3 番	坂	本	俊	夫	議 員	4 番	江	森	誠	一	議 員	
5 番	仲	又	清	美	議 員	6 番	白	田	喜	之	議 員	
7 番	田	幡	宇	市	議 員	8 番	菅	間	孝	夫	議 員	
9 番	青	柳	賢	治	議 員	1 0 番	大	野	敏	行	議 員	
1 1 番	山	口	勝	士	議 員	1 2 番	戸	口		勝	議 員	
1 3 番	根	岸	成	美	議 員	1 4 番	森	田	敏	男	議 員	
1 5 番	石	川	征	郎	議 員	1 6 番	安	孫	子	和	子	議 員
1 7 番	岩	崎		勤	議 員	1 8 番	小	宮		榮	議 員	
1 9 番	野	口	守	隆	議 員	2 0 番	小	宮		正	議 員	
2 2 番	渡	邊		均	議 員							

○ 不 応 招 議 員 ( 1 名 )

2 1 番 高 野 貞 宜 議 員

# 平成28年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会

平成28年2月18日(木)

## 議 事 日 程

第 1 開 会

第 2 開 議

第 3 議席の指定

第 4 会議録署名議員の指名

第 5 議会運営委員長の報告

第 6 会期の決定

第 7 議員提出議案の上程

第 8 議員提出議案の提案理由説明

発議第1号 埼玉中部資源循環組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

第 9 議員提出議案に対する質疑

第10 議員提出議案に対する討論・採決

第11 議会運営委員会委員の選任

第12 諸般の報告

- ・ 例月出納検査報告(平成27年度6月～11月)
- ・ 定期監査報告(平成27年度)
- ・ 説明員及び説明委任者

第13 管理者行政報告

- ・ 管理者挨拶及び行政報告

第14 管理者提出議案の上程

第15 管理者提出議案の提案理由説明

議案第 1号 埼玉中部資源循環組合財政調整基金条例の制定について

議案第 2号 埼玉中部資源循環組合施設整備基金条例の制定について

議案第 3号 埼玉中部資源循環組合情報公開条例の一部を改正する条例制定について

議案第 4号 埼玉中部資源循環組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

議案第 5号 埼玉中部資源循環組合行政手続条例の一部を改正する条例制定について

議案第 6号 埼玉中部資源循環組合議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 7号 埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

議案第 8号 埼玉中部資源循環組合一般職職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条  
例制定について

議案第 9号 平成27年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算（第1号）

議案第10号 平成28年度埼玉中部資源循環組合一般会計予算

第16 管理者提出議案に対する質疑

第17 管理者提出議案に対する討論・採決

第18 一般質問

第19 閉会中の継続審査

第20 管理者挨拶

第21 閉 議

第22 閉 会

○出席議員（21名）

1番	斎藤雅男	議員	2番	堀越博文	議員
3番	坂本俊夫	議員	4番	江森誠一	議員
5番	仲又清美	議員	6番	臼田喜之	議員
7番	田幡宇市	議員	8番	菅間孝夫	議員
9番	青柳賢治	議員	10番	大野敏行	議員
11番	山口勝士	議員	12番	戸口勝	議員
13番	根岸成美	議員	14番	森田敏男	議員
15番	石川征郎	議員	16番	安孫子和子	議員
17番	岩崎勤	議員	18番	小宮榮	議員
19番	野口守隆	議員	20番	小宮正	議員
22番	渡邊均	議員			

○欠席議員（1名）

21番 高野貞宜 議員

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	吉見町長	新井保美君
副管理者	東松山市長	森田光一君
副管理者	桶川市長	小野克典君
副管理者	滑川町長	吉田昇君
副管理者	嵐山町長	岩澤勝君
副管理者	小川町長	松本恒夫君
副管理者	川島町長	飯島和夫君
副管理者	ときがわ町長	関口定男君
副管理者	東秩父村長	足立理助君
会計管理者		小川福美君
事務局長		根岸正己君
総務課長		戸口好久君
施設課長		中野欽章君

---

○職務のため出席した事務局職員

書記長 内野隆

書

記

岩 野 浩 明



---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○小宮 榮議長 皆さん、改めましておはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、東秩父村の高野議員から欠席届が出されましたので、ご報告いたします。

また、嵐山町の岩澤町長が所用のためおくれるという連絡がありましたので、報告いたします。

ただいまから平成28年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○小宮 榮議長 ここで、昨年12月1日に埼玉中部資源循環組合に川島町が新たに加入となりました。副管理者が1名増となりましたので、報告いたします。

ここで、新たに副管理者に就任されました飯島和夫川島町長にご挨拶をお願いいたします。

飯島和夫副管理者。

[飯島和夫副管理者登壇]

○飯島和夫副管理者 改めまして、皆様、おはようございます。川島町長の飯島和夫でございます。

このたび、埼玉中部資源循環組合、新井管理者様、また副管理者様、また議会議員の皆様方のご理解、ご配慮をいただきまして、一員に加えさせていただきました。今後とも、皆様ともども、組合議会の事業の推進に精いっぱい努力するつもりでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

甚だ簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○小宮 榮議長 ありがとうございます。

次に、組合議員に異動がありましたので、報告いたします。

任期満了に伴う小川町議会議員一般選挙後の平成27年9月7日の臨時議会において、根岸成美議員が新たに組合議員に選任されました。

また、任期満了に伴う嵐山町議会議員の一般選挙後の平成27年10月16日の臨時議会において、大野敏行議員が新たに組合議員に選任されました。

また、任期満了に伴う桶川市議会議員一般選挙後の平成27年12月11日の臨時議会において、江森誠一議員が新たに組合議員に選任されました。

平成27年12月1日に川島町が当組合に加入となり、12月4日の川島町臨時議会において、森田敏男議員と石川征郎議員が新たに組合議員に選任されました。

---

◎議事日程の報告

○小宮 榮議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりでございます。

---

#### ◎議席の指定

○小宮 榮議長 これより議席を指定します。

新たに組合議員に当選されました方々の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指名いたします。

また、川島町の加入により議席を変更する必要があるため、第4条第3項の規定により変更したいと思えます。

お諮りいたします。議席を変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議がないようなので、議席はお手元に配付いたしました議席表のとおり変更いたします。

---

#### ◎議員の自己紹介

○小宮 榮議長 ここで、新たに組合議員になられました方々の自己紹介を演壇にてお願いいたします。

最初に、4番、江森誠一議員。

〔4番 江森誠一議員登壇〕

○4番 江森誠一議員 改めまして、おはようございます。このたび埼玉中部資源循環組合議員に選任をされました、桶川市選出の江森誠一でございます。

何分、この循環組合に対しまして、なれない身でございます。どうか皆様方のご支援、ご協力を心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小宮 榮議長 続きまして、10番、大野敏行議員。

〔10番 大野敏行議員登壇〕

○10番 大野敏行議員 おはようございます。

昨年10月16日、嵐山町の議会議員の改選によりまして議長になりました。同時に、埼玉中部資源循環組合の議会議員ということで選任をされました。一生懸命頑張りたいと思えます。よろしくお願ひ申し上げます。

○小宮 榮議長 13番、根岸成美議員。

〔13番 根岸成美議員登壇〕

○13番 根岸成美議員 皆さん、おはようございます。

昨年9月7日に改選がありまして、小川町議会議長として就任をいたしました。と同時に、埼玉

中部資源循環組合の議員ということで選出されました。何分、ふなれな点が多々ありますので、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

○小宮 榮議長 14番、森田敏男議員。

[14番 森田敏男議員登壇]

○14番 森田敏男議員 皆さん、おはようございます。川島から当組合の議会議員になりました森田でございます。

私、初めてなので、何もわかりませんので、皆さんの指導を仰ぎたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○小宮 榮議長 15番、石川征郎議員。

[15番 石川征郎議員登壇]

○15番 石川征郎議員 おはようございます。

このたび、川島町、皆様のご了解をいただきまして、埼玉中部資源循環組合加入を認められまして、その議員として、今後とも皆様方のご指導のほどよろしくお願い致します。町議会の石川征郎でございます。よろしくお願い申し上げます。

○小宮 榮議長 どうもありがとうございました。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○小宮 榮議長 次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。

5番、仲又清美議員、6番、臼田喜之議員を指名いたします。

---

#### ◎議会運営委員長の報告

○小宮 榮議長 次に、議会運営委員会委員長の報告を委員長の臼田喜之議員をお願いいたします。臼田議員。

[臼田喜之議会運営委員長登壇]

○臼田喜之議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、議事日程第5、議会運営委員長の報告をさせていただきます。

去る2月5日午前10時から、吉見町福祉会館におきまして、本日の議事日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について順次説明申し上げます。

日程第6、会期につきましては、本日1日限りといたします。

日程第7、議員提出議案の上程、第8は提案理由の説明です。日程第9は質疑、第10は討論・採決です。

日程第11は、議会運営委員会委員の選任。

第12は、諸般の報告でございます。

日程第13は、管理者行政報告。

第14は管理者提出議案の上程、第15は提案理由の説明、第16は質疑、第17は討論・採決です。

日程第18は一般質問ですが、通告はありませんでした。

日程第19は、閉会中の継続審査でございます。特定事件について閉会中に継続審査を行いたい旨を議長に申し出ました。

日程については以上です。

また、平成27年12月1日に川島町が当組合に加入となり、構成市町村は9になりました。

平成28年1月21日には、ごみ処理施設の建設に向けて、先進地の事例を参考とするため、議会の行政視察研修会を実施いたしました。視察場所は川崎市の王禅寺処理センターでしたが、ストーカ炉の熱回収施設で多くの電気を売却している等、大変参考になりました。

以上、簡単ではございますが、議会運営委員長の報告とさせていただきます。

---

#### ◎会期の決定

○小宮 榮議長 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、臼田委員長の報告のとおり、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、今回定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

#### ◎議員提出議案の上程

○小宮 榮議長 これより議員提出議案を議題といたします。

---

#### ◎議員提出議案の提案理由説明

○小宮 榮議長 議員提出議案の提案理由の説明を求めます。

6番、臼田喜之議員。

〔6番 臼田喜之議員登壇〕

○6番 臼田喜之議員 ただいま紹介にあずかりました臼田です。発議第1号について、提案理由を説明いたします。

発議第1号 埼玉中部資源循環組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定でございます。

提出者は、私、臼田喜之。賛成者は、堀越博文、田幡宇市、大野敏行、根岸成美、石川征郎、安孫子和子、野口守隆、高野貞宜の各議員でございます。

地方自治法第109条第1項の規定に基づき、埼玉中部資源循環組合議会における委員会の組織及び運営に関する事項を定める埼玉中部資源循環組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するため、この案を提出するものでございます。

主な内容につきましては、平成27年12月1日に川島町が加入したことにより、条例第2条、議会運営委員会の委員の定数を「8人」から「9人」とし、9市町村それぞれ1人とするものです。

なお、この議案につきましては、去る2月5日に開催されました議会運営委員会で内容の説明を行い、了承を得ていることを申し添えます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

---

#### ◎発議第1号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 ただいま上程されました発議第1号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議案の告示行為のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

---

再開 午前10時20分

○小宮 榮議長 再開いたします。

---

#### ◎議会運営委員会委員の選任

○小宮 榮議長 次に、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長により指名いたします。

委員会条例の改正が了承されましたので、川島町選出の15番、石川征郎議員を指名いたします。

なお、2月5日開催の議会運営委員会にて、6番、臼田喜之議員、10番、大野敏行議員、13番、

根岸成美議員を指名しております。

---

### ◎諸般の報告

○小宮 榮議長 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から平成27年度6月分から11月分の例月出納検査及び平成27年度定期監査の報告がありましたので、お手元に配付しておきました。ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員並びに説明委任者として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

---

### ◎管理者行政報告

○小宮 榮議長 次に、管理者から挨拶並びに行政報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

新井保美管理者。

〔新井保美管理者登壇〕

○新井保美管理者 皆さん、おはようございます。本日、平成28年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましてはご参集を賜り、会議が開催できますことに心から厚く御礼を申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、組合の事業について行政報告をさせていただきます。当組合は平成27年4月1日に正式に発足し、事務局を吉見町福祉会館内に設置いたしました。

6月15日に川島町から当組合への加入の申し入れがあり、正副管理者で協議し、構成市町村の議会の議決をいただき、11月11日に埼玉県知事の許可を受け、12月1日から加入となりました。

総務関係では、情報公開請求は7月から12月までで5件、個人情報の開示請求が1件ございました。その中の1件について異議申し立てがあり、3回の審査会を開催し、審査会の答申を受けて決定書を送付しました。

また、組合の監査委員に対し住民監査請求が1件提出され、結果通知が送付されましたが、その後、さいたま地裁へ提訴となりました。

毎月、例月出納検査を実施し、10月には定期監査を実施いたしました。

施設関係では、環境アセスメントの計画書の作成等4件の委託契約を締結し、事業を進めております。今年度予定しておりました現況調査、地質調査等の事業については、調査業務全体を見直した上で来年度に繰り越しますが、予定しております平成33年度稼働に向けて努力してまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

以上、簡単でございますけれども、開催に当たりましての挨拶及び行政報告とさせていただきます。

---

### ◎管理者提出議案の上程

○小宮 榮議長 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案等については、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

お諮りいたします。定例会に管理者から提出されました議案第1号ないし議案第10号を一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

---

### ◎管理者提出議案の提案理由説明

○小宮 榮議長 提出者の提案理由の説明を求めます。

新井保美管理者。

〔新井保美管理者登壇〕

○新井保美管理者 議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

今回提案いたしました議案は、条例の制定2件、条例の一部改正6件、平成27年度補正予算1件、平成28年度予算1件の合計10件でございます。

議案第1号は、財政調整基金条例の制定についてです。組合の財源の調整を図るため、制定したいとするものです。

議案第2号は、施設整備基金条例の制定についてです。施設整備に必要な財源の確保を図るため、制定したいとするものです。

議案第3号は、情報公開条例の一部を改正する条例制定についてです。平成27年12月1日に川島町が加入となったため、改正するものでございます。

議案第4号は、個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてです。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨を踏まえ、特定個人情報等の取り扱いを定めるため改正するものでございます。

議案第5号は、行政手続条例の一部を改正する条例制定についてです。行政手続法の一部改正及び川島町加入により改正するものでございます。

議案第6号は、組合議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。厚生年金法等の一部改正により改正するものでございます。

議案第7号は、一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に鑑み、一般職の給料及び勤勉手当を改定するものでございます。

議案第8号は、一般職職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。職員

の埼玉県内への出張日当を廃止するものでございます。

議案第9号は、平成27年度一般会計補正予算についてです。国庫補助金の交付額の決定及び川島町の加入負担金が主なものでございます。

議案第10号は、平成28年度一般会計予算についてです。歳入歳出予算の総額は3億6,000万円、前年比1億8,800万円の増でございます。

以上、議案第1号から議案第10号につきまして、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、いずれも原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○小宮 榮議長 説明が終わりました。

これより議案に対する細部の説明を求めます。

根岸正己事務局長。

○根岸正己事務局長 よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号から10号につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案のつづり1ページをお開きください。

議案第1号 埼玉中部資源循環組合財政調整基金条例の制定についてでございます。地方自治法の規定に基づき、別紙のとおり埼玉中部資源循環組合財政調整基金条例の制定をいたしたいとするものでございます。

提案の理由は、組合の財源の調整を図るためでございます。

恐れ入ります。次の3ページをお願いいたします。財政調整基金条例の条文でございます。第1条は、基金の目的と設置について。

第2条は、積立額は予算で定めること。

第3条は、基金の管理について。

第4条は、運用益金の処理について。

第5条は、繰りかえ運用について。

そして、第6条でございますが、基金の処分について定めております。

7条は、必要な事項は管理者が別に定めるとする委任でございます。

なお、この条例は公布の日から施行したいとするものでございます。

次は、5ページをお願いいたします。議案第2号 埼玉中部資源循環組合施設整備基金条例の制定についてご説明申し上げます。地方自治法の規定に基づき、別紙のとおり埼玉中部資源循環組合施設整備基金条例の制定をいたしたいとするものでございます。

提案の理由は、施設整備に必要な財源の確保を図るためでございます。

次の7ページをごらんいただきます。7ページは、施設整備基金条例の条文でございます。第1条は、基金の目的と設置。



第2条は、積立額は予算で定めること。

第3条は、基金の管理について。

第4条は、運用益金の処理。

第5条は、繰りかえ運用について。

第6条は、基金の処分について定めてございます。

第7条は、必要な事項は管理者が別に定めるとする委任でございます。

なお、この条例は公布の日から施行したいとするものでございます。

恐れ入ります。次は、9ページをお願いいたします。議案第3号 埼玉中部資源循環組合情報公開条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。埼玉中部資源循環組合情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定いたしたいとするものでございます。

提案の理由でございますが、平成27年12月1日に組合に川島町が加入したためでございます。

恐れ入ります。飛びますが、13ページの新旧対照表をお願いいたします。右肩に議案第3号参考資料とあるページでございます。改正案のところをごらんいただきますと、第1条、目的の「住民」の部分でございますが、小川町の次に「、川島町」を追加いたします。

次は、15ページをお開き願います。議案第4号 埼玉中部資源循環組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。埼玉中部資源循環組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定いたしたいとするものでございます。

提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の趣旨を踏まえまして、特定個人情報等の取り扱いを定めるためということでございます。

19ページをお願いいたします。右肩に議案第4号参考資料とあるページでございます。ごらんいただきますと、第2条第1項第3号に特定個人情報の定義を追加し、第3号以下を繰り下げます。

中段になりますが、第8条第1項を特定個人情報を除くものとしたします。

そして、新たに第8条の2に「特定個人情報の利用の制限」を、さらに次の20ページになりますが、中段にございますように、第8条の3といたしまして「特定個人情報の提供の制限」、これを追加いたします。

第12条は特定個人情報の開示請求、そして、恐れ入ります、次の21ページをごらんいただきます。第13条では、開示請求の手続を定めました。

第23条は削除の請求について、そして第24条は目的外利用の中止の請求について、さらに一番下になりますが、第32条では、他の制度との調整について、特定個人情報を除くものとしたしてございます。

次は、23ページをお願いいたします。議案第5号 埼玉中部資源循環組合行政手続条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。埼玉中部資源循環組合行政手続条例の一部を改正

する条例を別紙のとおり制定いたしたいとするものでございます。

提案の理由は、行政手続法の一部改正及び平成27年12月1日に埼玉中部資源循環組合に川島町が加入したためでございます。

ご存じのように、平成26年6月、行政処分や行政指導などに関する行政手続法が改正されております。この改正では、大きく3点の改正がございました。1点目として行政指導方式の改正、そして行政指導の中止などの求め、3点目に適切な処分等の求め、これらにつきまして新たに制度化されております。そうしたことから、組合の行政手続条例も改正いたしたいとするものでございます。

具体的には、27ページの新旧対照表をごらんいただきます。27ページの新旧対照表になります。改正案のところをごらんいただきますと、第1条の「住民」の部分に、提案理由でご説明申し上げましたように「、川島町」を追加いたします。

第2条は、行政指導の定義の見直しでございます。

次の28ページをお願いいたします。28ページの一番下の部分になりますが、第34条は行政指導の方法について規定したものでございます。

次の29ページをごらんいただきます。29ページの中段からになりますが、新たに追加いたしました第35条の2、これは行政指導の中止の求めに関する規定でございます。

次の30ページをごらんいただきます。30ページの中段からになりますが、同じく追加いたしました第35条の3は、法令に違反する事実について是正のための処分や行政指導が行われていないとき、このときは組合の機関に対して処分や行政指導を求めることができると、こういった規定でございます。

次は、33ページをお願いいたします。議案第6号 埼玉中部資源循環組合議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。埼玉中部資源循環組合議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定いたしたいとするものでございます。

提案の理由でございますが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、これによりまして地方公務員等共済組合法等の一部が改正されたためでございますが、この主な改正の内容は、附則の第4条第1項の表、後ほど説明させていただきますが、ここに定めております他の法令による給付との調整率、これを改定するためのものでございます。

具体的には、1年6カ月を超えて療養し、一定の障害の状態にあるときに支給される傷病補償年金、それから障害等級に該当する障害が残ったときに支給される障害補償年金、そして非常勤の職員等が死亡し、受給資格を有する遺族がいるときに支給されます職員遺族補償年金、これらの調整率を改定いたしたいとする内容でございます。

35ページから38ページにつきましては条例の一部を改正する条例を、そして39ページから42ページにつきましては新旧対照表でございます。表の中に表が入るという形で、少し見づらくなって申

しわけございませんが、後ほどご参照願いたいと存じます。

次は、43ページをお願いいたします。議案第7号 埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定いたしたいとするものでございます。

提案の理由でございますが、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に鑑みまして、一般職職員の給料、勤勉手当等の改定を実施したいためとするものでございます。

恐れ入りますが、給与改定の概要を添付いたしましたので、55ページをごらんいただきたいと思います。55ページ、給与改定の概要、これをまとめた資料でございます。1番の趣旨は、先ほど申し上げたとおりでございます。

2番、給料表でございますが、初任給は、民間との間に差があることを踏まえ、1級の初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行います。また、高齢層における官民格差が縮小することとなること、これらを踏まえまして、それぞれ1,100円の引き上げを基本に改定を行います。

3番、勤勉手当につきましては、平成27年12月期の勤勉手当の支給割合を0.75月分から0.85月分に、そして平成28年6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を0.8月分といたします。なお、支給月数につきましては、下の表にいたしましたので、ごらんいただきたいと思います。

表の下になりますが、施行の期日でございますが、給料表の改定は平成27年4月1日から、そして平成27年12月期の勤勉手当の支給割合の改定、これは平成27年12月1日から、さらに平成28年度以降の勤勉手当の支給割合の改正は平成28年4月1日から施行といたします。

なお、差額の支給につきましては、全ての構成市町村議会で給与条例が議決された後に支給する予定でございます。

また、附則第3項に、構成市町村の中に川島町を加えてございます。

具体的な給料表は47ページから54ページに、そして新旧対照表は57ページから60ページに記載いたしましたので、ご参照願いたいと存じます。

恐れ入ります。次は、61ページをお願いいたします。議案第8号 埼玉中部資源循環組合一般職職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。埼玉中部資源循環組合一般職職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定いたしたいとするものでございます。

提案の理由は、埼玉県内に出張する際の日当を廃止するものでございます。

次の63ページをお願いいたします。旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。一般職職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項を次のように改め、同条第3項を削る。

2項、県内の区域への旅行における日当は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、支給しないとするものでございます。これは、構成市町村の支給の状況、そして比企広域市町村圏組合も同様の改正を予定しておりますこと、これらを鑑みまして改正いたしたいとするものでございます。

次の65ページには新旧対照表を載せてございますので、ご参照願います。

次は、恐れ入ります、補正予算書（第1号）をごらんいただきたいと思います。別のつづりになります、平成27年度補正予算書（第1号）でございます。

恐れ入ります、補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第9号 平成27年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算（第1号）でございます。平成27年度埼玉中部資源循環組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいとするものでございます。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,216万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億9,816万4,000円といたします。

2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によることといたします。

第3条は、債務負担行為の廃止は、第3表、債務負担行為補正による。

恐れ入りますが、3ページの第2表をごらんください。第2表は、繰越明許費でございます。3款事業費、1項事業費の施設整備業務委託事業5,458万3,000円につきましては、翌年度に繰り越して使用したいとするものでございます。事業の内容でございますが、施設整備基本計画の策定、環境影響評価、現況調査等でございます。

次の4ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正で、廃止でございます。平成27年度から29年度に予定しておりました環境影響評価業務委託料8,188万4,000円でございますが、事業計画を精査し、見直した結果、一旦廃止し、改めて平成28年度から29年度に実施をしたいとするものでございます。

事項別明細書8ページをお願いいたします。8ページをごらんいただきますが、歳入の主なものについてご説明申し上げます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金1,329万2,000円の補正でございますが、12月1日に加入いたしました川島町の加入負担金でございます。

2款の国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金887万3,000円の補正でございますが、これは循環型社会形成推進交付金の交付決定によるものでございます。

次の9ページをお願いいたします。歳出の主な内容についてご説明申し上げます。1款議会費、1項議会費、1目議会費13万4,000円の補正でございますが、新たに加入した川島町の議員2名分の報酬等でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費7万円の補正でございますが、これも川島町の加

入に伴う副管理者の給料でございます。

3款事業費、1項事業費、1目施設整備費1,366万5,000円の減額でございますが、これは環境影響評価業務委託料の減額でございます。

4款の予備費は、3,562万5,000円の補正でございます。

補正予算の説明は以上でございますが、10ページには給与費の明細を掲載いたしましたので、ご参照願いたいと思います。

恐れ入ります。次に、平成28年度予算書、別冊になりますが、ごらんいただきたいと思います。平成28年度一般会計予算についてご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。議案第10号 平成28年度埼玉中部資源循環組合一般会計予算でございます。平成28年度埼玉中部資源循環組合の一般会計予算は、次に定めるところによりたいとするものでございます。

第1条、予算の総額は3億6,400万円といたします。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額、これは第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為のとおりでございます。

第3条、一時借入金の最高額は2,000万円といたします。

予算の流用は、第4条のとおりでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。環境影響評価業務委託料につきましては、平成28年度から29年度の2年間で、6,000万円を限度額といたします。

下の段になります。発注支援業務委託料につきましては、同じく平成28年度から29年度の2年間で、693万円を限度額といたします。

恐れ入りますが、歳入歳出事項別明細書になります。9ページをごらんいただきます。まず、主な歳入についてご説明申し上げます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金2億8,991万1,000円でございますが、これは構成市町村の負担金でございます。内訳は説明欄のとおりでございますが、構成市町村ごとの負担金の明細、これにつきましては25ページに記載いたしましたので、後ほどご参照願いたいと思います。

同じページの下の段をごらんいただきます。2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金5,271万6,000円は、循環型社会形成推進交付金でございます。

次の10ページをお願いいたします。2段目になりますが、4款繰越金は、前年度繰越金2,136万8,000円でございます。

なお、表の一番下になりますが、県支出金につきましては、平成28年度は歳入がないことから、廃款といたします。

次の11ページをお願いいたします。主な歳出についてご説明申し上げます。1款議会費、1項議会費、1目議会費548万6,000円でございますが、議員22人の報酬401万4,000円、旅費52万4,000円、会議録調製委託料58万4,000円などでございます。

なお、14節の使用料及び賃借料のバス借上料等は研修費用でございます。

次の12ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の主なものでございますが、正副管理者及び4名の一般職員の給料2,054万3,000円、扶養手当から勤勉手当までの職員手当等1,342万4,000円、そして4節市町村職員共済組合負担金等の共済費ですが、592万8,000円、さらに次の13ページをごらんいただきます。11節消耗品等の需用費ですが、149万9,000円、12節通信運搬費等の役務費が91万2,000円、13節になりますが、財務会計システム保守点検委託料、それから公会計制度財務書類作成支援業務委託料などの委託料が547万4,000円、14節は財務会計システム使用料を初めといたします使用料及び賃借料で630万3,000円、さらに次の14ページをお願いいたします。18節備品購入費39万円、19節各種の負担金、補助及び交付金が22万5,000円、そして25節財政調整基金積立金でございますが、これは科目設定でございます。

下の段になります。1目監査委員費でございますが、監査委員の報酬、旅費等でございます。

次の15ページをお願いいたします。3款事業費、1項事業費、1目施設整備費2億9,706万9,000円の主なものでございますが、2節、一般職員4名分の給料、これが1,476万円、3節職員手当等が1,182万7,000円、そして4節共済費549万2,000円、さらに13節委託料2億1,293万円でございます。その委託料の内容でございますが、説明欄でございますように、施設整備基本設計策定業務委託料、それから環境影響評価業務委託料などでございます。

次の16ページをお願いいたします。22節補償、補填及び賠償金は物件補償費、そして25節積立金でございますが、これは施設整備基金積立金の科目設定でございます。

予備費は、507万1,000円でございます。

なお、17ページから23ページには給与費の明細を、そして24ページには債務負担行為に関する支出予定額等に関する調書を、そして25ページには負担金明細書、26ページから27ページには歳出予算節別分析調を記載いたしましたので、ご参照願いたいと思います。

議案第1号から10号の説明は以上でございます。ご審議くださいますよう、よろしく願いたします。

○小宮 榮議長 以上で各議案に対する細部の説明は終了いたしました。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 これより日程に従い、議案の審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。どなたかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 小宮 榮議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

- 小宮 榮議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第1号を採決いたします。  
お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

- 小宮 榮議長 次に、議案第2号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

- 小宮 榮議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

- 小宮 榮議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第2号を採決いたします。  
お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

- 小宮 榮議長 次に、議案第3号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

- 小宮 榮議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

- 小宮 榮議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第3号を採決いたします。  
お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第4号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第5号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第6号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕



○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第6号を採決いたします。  
お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第7号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第7号を採決いたします。  
お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第8号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第8号を採決いたします。  
お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第9号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第10号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、定例会に付議されました議案に対する議事は全て終了いたしました。

---

◎一般質問

○小宮 榮議長 次に、一般質問ですが、事前に通告はありませんでした。

---

◎閉会中の継続審査の件

○小宮 榮議長 次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

議会運営委員長から、次回会期の日程等について閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり、次回会期の日程等について、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査事件とすることに決定いたしました。

---

○小宮 榮議長 日程にはございませんが、陳情が1件提出されましたので、配付いたします。ごらんいただきたいと思います。

配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

---

再開 午前11時07分

○小宮 榮議長 再開いたします。

◎管理者挨拶

○小宮 榮議長 以上で第1回定例会の議事は全て終了いたしました。

議員の皆様には、重要案件について慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。

ここで、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

新井保美管理者。

〔新井保美管理者登壇〕

○新井保美管理者 議長のお許しをいただきましたので、お礼を申し上げさせていただきます。

今期定例会におきまして提案申し上げました全ての議案について慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。今後とも、議員の皆様のご意見を組合行政の運営に十分参考にさせていただきたいと考えております。

まだまだ寒い日が続いておりますが、健康に留意されまして、今後も引き続き組合事業の推進にご協力をいただきますようお願いを申し上げます。御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

- 小宮 榮議長 これをもって、平成28年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会を閉会いたします。  
(午前11時09分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年2月18日

議 長 小 宮 榮

署 名 議 員 仲 又 清 美

署 名 議 員 臼 田 喜 之